

令和4年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

葵 区事務局会議・連絡調整会議 事務局

| | |
|--|--|
| テーマ | <ul style="list-style-type: none"> ① 中山間地域への資源提供の確保について ② 障害福祉サービス（共同生活援助）事業所のサービス提供情報の集約 |
| 概要 (課題となるポイント) | <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護事業所は、移動時間を含めた拘束時間と収益の採算の兼ね合いから中山間地域居住者へのサービスを提供できる事業所が少ない。利用の希望が叶わず、生活に苦慮されている方がいる。 ② 共同生活援助（日中サービス支援型を含む）の新規開設が続いており、事業所ごとに必要経費や提供サービス内容に違いがあるが、相談支援事業所の情報収集や整理が追いついていない状況である。 |
| 詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ | <ul style="list-style-type: none"> ① サービス提供事業所の所在地の把握、必要に応じて居宅介護事業所と計画相談支援事業所へのアンケート調査等を行い現状を明らかにしていく必要がある。利用希望者に関しても同様。 ② 挨拶に見えた事業所のパンフレットはあるが、記載事項に統一性はないため比較がしにくい。詳細を知るためには、事業所ごとに連絡を取っての聴き取りが必要になる。利用者に寄り添い、入居先を選択出来るように情報を提供していくのが相談支援事業所の役割であるが、それが十分に果たせていない。 |
| 事務局会議・連絡調整会議としての 解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握 | <ul style="list-style-type: none"> ① ア サービス提供事業所の所在地を視覚化する取り組みを進める イ 居宅介護サービスの受給者の居住地を視覚化する取り組みの検討 ② ・既存の事業所にサービス内容等のアンケート調査を依頼する ・調査集計をし、共同生活援助（日中サービス支援型を含む）の特徴等が分かり見やすい一覧表づくりに取り組む |
| 解決策や今後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ① ア、イ それぞれを並べることで、需要と供給の現状をする。その結果により、次段階として何が必要かを検討する。 ② 一覧表を基に繋がりを深めて利用者の選択肢を増やしていく。 |

令和3年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

駿河区事務局会議・連絡調整会議 事務局

| | |
|---|--|
| <p>テーマ</p> | <p>支援が欲しい「気になる子」が適切な支援にたどり着ける態勢の構築</p> |
| <p>概要 (課題となるポイント)</p> | <p>知的障害や発達障害の方は、生きにくさに気付いてもらえないことが多く、ライフステージの各段階において適切な支援に繋がらなかったり、必要な生活環境を整えてもらえないなど、適切ではない環境のまま生活を送る場合がある。適切でない生活が継続することで、コミュニケーション能力や課題解決力を十分に獲得することができない場合があり、成人期に問題が表面化する頃には、対応や改善が難しく、いわゆる「処遇困難ケース」に発展している場合が多くある。</p> |
| <p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ</p> | <p>障害福祉サービスの制度化により、早い段階から公的支援を受けるハードルは下がりつつあり、また「発達障害」「知的障害」の一般的概念も社会に浸透した。しかし、保育者や保護者等が「気になる子」と心配しても支援に繋がらなかった子や、家庭環境の問題から十分な養育・療育を受けられなかった子が、適切な環境にないまま学齢期を終え、家族と同居できないほどの問題が表面化することがある。在宅生活が破綻するほどの状態であれば支援も繋がりにくく、困難化する傾向があり、そういったケースを相談支援事業所で対応することが増えてきた。</p> |
| <p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p> | <p>子どもを支える支援や制度はすでにたくさんあり、障害のある子への支援は障害福祉サービスだけではなく多岐にわたる。しかし普段障害福祉サービスに関わる支援者は子ども全般を支える制度や支援に詳しくなく、子どもを支援する支援者は障害福祉サービスに明るくない。子どもの状況を不安に思う支援者がいて、子どもの支援が多くあるのにも関わらず、うまく繋がっていない状況を改善し、必要な子が適切な支援を受けられるようにするために、子どもを支える方々からの相談に、障害の相談支援事業所からも情報を提供できるようにしたい。</p> <p>年内をめどに、委託相談事業所で、多岐にわたる子どもへの公的支援や制度を調べ、子どもに関わる相談支援事業所と、勉強会という形で情報共有するところから支援力の向上を図りたい。</p> |
| <p>解決策や今後の方針</p> | <p>相談支援事業所の支援力を向上し、保育・教育関係機関等子どもを支える支援者との連携を深めることで、発達障害児・知的障害児が、就学前～学齢期において適切な支援に結びつき、適切な環境下で発達段階や課題に合わせた支援を受けられる態勢を構築する。</p> |

資料を添付する場合は「別紙のとおり」と記載し、資料を添付してください。

令和4年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

駿河区事務局会議・連絡調整会議 事務局

| | |
|---|---|
| <p>テーマ</p> | <p>民生委員児童委員と障害分野の関係づくり</p> |
| <p>概要 (課題となるポイント)</p> | <p>民生委員児童委員は、地域住民の社会福祉に関わる相談・支援を担う社会奉仕者として各地域で活躍されており、主に高齢者・児童・生活困窮者の支援において重要な役割を担われている。一方で、民生委員児童委員と障害分野の連携に関しては、具体的な取り組みがなされておらず、今後、民生委員児童委員と障害分野の相互理解や情報共有、連携が必要と考える。</p> |
| <p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ</p> | <p>民生委員児童委員は、地域ごとに設置された民生委員・児童委員協議会に参加しており、それぞれの地区では地区民児協定例会が開催され、民生委員児童委員の情報共有・意見交換の場となっている。民生委員児童委員には一人ひとりに担当する区域が定められており、地域の様々な情報（例：8050 問題やひきこもりなど、現在の社会問題に直結する貴重な情報）を持っておられる。しかし、障害分野の問題をどこに相談すればよいか周知されていないのではないか、との課題が浮かびあがった。</p> |
| <p>事務局会議・連絡調整会議としての解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p> | <p>まずは、実際に地域で活躍されている民生委員児童委員の皆様、障害分野の相談先（駿河区委託相談 3 事業所（ピアサポート、やさしい街に、みらい））を知って頂き、より相談しやすい関係の構築を目指す。その為に、社会福祉協議会や地域包括支援センターにご協力いただき、駿河区内の各地区民児協定例会に参加し、駿河区委託相談 3 事業所（ピアサポート、やさしい街に、みらい）の周知活動を行う。</p> |
| <p>解決策や今後の方針</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員向け「静岡市障害者相談支援事業所とは…」資料作成、および各事業所パンフレット準備。 ・令和4年6月20日（月）民児協理事会および7月1日（金）民児協障害者部会にて、駿河区事務局の地域課題・活動を報告する。 ・今後、社会福祉協議会、各地域包括支援センターと協力し、駿河区内の各地区民児協定例会（7 圏域、約 20 地区）に順に出席し、駿河区委託相談 3 事業所（ピアサポート、やさしい街に、みらい）の周知活動を行う。令和4年度中に、駿河区全域の地区民児協定例会への参加を目標とする（※年度内に完了しなかった場合には、次年度に持ち越し継続とする）。 |

資料を添付する場合は「別紙のとおり」と記載し、資料を添付してください。

追加しておくべき項目があれば、追加していただいて構いません。

令和4年度 各区の地域課題の解決に向けた取組状況について

清水区事務局会議・連絡調整会議 事務局

| | |
|--|---|
| <p>テーマ</p> | <p>①清水区東部地域（由比・蒲原）の相談支援体制の構築 ②障害のある方の犯罪・再犯防止のための連携支援体制の構築</p> |
| <p>概要 （課題となるポイント）</p> | <p>①相談機関が近隣に無く、障害福祉サービス事業所も少ないため、サービス利用が困難 ②触法障害者への相談支援方法の理解</p> |
| <p>詳細 ・現状分析 ex.相談事例（相談者の声） 既存のサービス 既存のデータ</p> | <p>①由比・蒲原地域在住の場合、近隣事業所が少ないため、遠方の事業所を利用している。福祉的支援やサービス利用の情報が不足している可能性が高く、困りごとに対しての予防的支援が難しい。 ②罪を犯し、再犯に至る障害者が増加してきているなか、支援者がどのような対応をする必要があるのか情報が少なく、触法障害者に関わる支援方法がわからない。</p> |
| <p>事務局会議・連絡調整会議としての 解決に向けた取組み ex.市場分析（環境分析） ニーズの把握</p> | <p>①今年度は「障がい福祉相談会」の周知のため、民生委員児童委員協議会の由比・蒲原地区定例会に事務局代表メンバーが出向き、相談会開催の趣旨説明と静岡市の障害児・者の相談支援事業の紹介を行った。また、その定例会にて地域回覧板活用の提案をいただき、各地区自治会・組ごとに相談会チラシを配布した。地域のこども園、小中学校、駅、郵便局等には今年度も継続してチラシを配布している。 ②令和4年6月22日（水）に清水区役所ふれあいホールにて令和4年度第1回清水区相談支援連絡調整会議を開催した。 ・テーマ 『障害がある方の犯罪・再犯防止のために支援者ができること Part 1 ～司法関係機関の役割を知る～』 ・清水警察署、法務少年センター静岡（静岡少年鑑別所）、静岡地方検察庁、静岡保護観察所、清水区保護司会、静岡県地域生活定着支援センターを招き、業務内容等の説明をしていただいた。 ・参加機関を相談支援事業所に限定し、清水区事務局会議のメンバーに加え、清水区計画相談支援事業所、葵区・駿河区委託相談支援事業の参加があった。（参加総数 50 名） ・会議後のアンケート（別紙のとおり）では関係機関の名称は知っていたが、どのような役割の中で業務を行っているのか不明であった。」「今回関係機関の業務の概要を知ることができて良かった」という意見がほとんどであった。また、「限られた時間の中で聞きなれない用語も多く、もっとじっくり学びたい」という意見が多かった。</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>解決策や今後の方針</p> | <p>①由比・蒲原地区の地域包括支援センターやケアマネージャーの関わる世帯で相談会に紹介があったケースが相談支援に繋がっている。今年度も「障がい福祉相談会」は祝日を含む奇数月の水曜日（火曜から変更）に開催とし、継続して地域への相談会周知に努め、相談対応をしていく。</p> <p>②令和4年度第2回清水区相談支援連絡調整会議は再度『障害がある方の犯罪・再犯防止のために支援者ができること』をテーマに Part 2として開催する。具体的に障害者相談支援機関がどのように関わるのか確認し、どうすれば犯罪や再犯を予防できるのか、また、支援者はどのような支援をすればよいのかを考えられるような事例検討会となるよう準備していく。</p> |
|------------------|---|

★協議会で協議が必要な課題の記載は必須ではありません。

全市的に協議したほうがよいと考えられる課題がある場合のみご記入ください。

資料を添付する場合は「別紙のとおり」と記載し、資料を添付してください。

追加しておくべき項目があれば、追加していただいて構いません。